

平成 22 年 6 月 23 日

厚生労働省 年金局
企業年金国民年金基金課 御中

全 国 銀 行 協 会
業 務 部

確定拠出年金制度に関する改善要望について

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 13 年 10 月からスタートした確定拠出年金制度につきましては、私どもの会員においても、運営管理機関や資産管理機関等として、制度の健全な普及・発展のため努力しているところであります。

今般、当協会では、会員における日々の業務運営の中で加入者等から寄せられている要望も踏まえ、別紙のとおり改善要望を取りまとめました。

つきましては、本制度のさらなる普及・発展のために、今回の要望事項についてご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、要望のうち税制改正にかかわる事項につきましては、今後、当協会の税制改正要望として関係当局へ提出する予定としておりますので、申し添えます。

以 上

確定拠出年金制度に関する改善要望

平成22年6月23日

全国銀行協会

〈最重要要望項目〉

1. 退職年金等積立金に対する特別法人税の撤廃【税制関連】

確定拠出年金は、公的年金の補完、老後生活の維持向上という社会的要請に応え、国民の将来不安を除去し、少子・高齢社会に対応するための制度として、拠出時・運用時非課税、給付時課税を基本とした十分な税制優遇措置が講じられるべきである。

特に、確定拠出年金に係る特別法人税については、加入者の個人別管理資産に賦課されることによって勤労者の将来の年金原資が目減りしてしまうこと、また、先進国で積立金に課税する例はなく、仮に現行の課税凍結措置が解除されれば国際的に見劣りしてしまうことから、凍結措置の延長ではなく、特別法人税そのものを撤廃すべきであると考えます。

〈その他の要望項目〉

2. 企業年金のある企業の従業員の個人型年金加入の容認【税制関連】

企業年金の給付減額の動きや中小企業等の給付水準を考慮した場合、企業年金を実施している企業においても老後所得の確保に係る自主的な努力の支援が一層必要と考えられるため、企業年金のある企業の従業員も個人型年金に加入できるようにしていただきたい。その際、個人型年金の掛金については、全額が所得控除の対象となるようにしていただきたい。

3. 個人型年金の加入対象者の拡大【税制関連】

企業型年金の普及とともに、企業型実施事業所を満60歳前に退職する従業員も増加している。こうした退職者の多くは国民年金の第3号被保険者（いわゆる専業主婦等）となるが、現在、第3号被保険者は個人型年金に加入できない。そのため、老齢給付金を受給するまでの間、それまでに積み立てた資産が目減りする状況にあることから、第3号被保険者についても個人型年金に加入できるようにしていただきたい。

その際、個人型年金の掛金は全額が所得控除の対象になるが、課税所得がない第3号被保険者はそのメリットを享受できないことから、第3号被保険者の掛金は配偶者の課税所得から控除できるようにしていただきたい。

4. 資格喪失年齢の引上げ

現在、確定拠出年金の加入者は、満60歳に達した日に加入者資格を喪失するが、公的年金の受給開始年齢の引上げや高齢者雇用確保措置などを考慮すれば、60歳以降も加入者資格を保持できるよう、資格喪失年齢を引き上げられるようにすべきである。

すでに資格喪失年齢の引上げに係る法律案が平成22年通常国会に提出されたところであるが、加入者の利便性を高める観点から、同法案で規定された内容を今後早期に実施していただきたい。

5. 追徴課税等のペナルティを課した脱退一時金の支給制度の新設

確定拠出年金の更なる普及のためには、個人別管理資産額が少額である従業員が退職する際、本制度からスムーズに脱退する枠組みを提供することも有用な方策だと考えられる。

そうした中、脱退一時金の支給(中途引き出し)要件の一部緩和に係る法律案が平成 22 年通常国会に提出されたところであり、同法案で規定された内容が今後早期に実施されることを希望する。

一方、加入者が退職により国民年金の第 3 号被保険者となる場合には、加入者期間が 3 年を超え、かつ一定額を超える資産があると、依然として脱退一時金の支給が認められず、個人型年金の加入者となることもできない。こうしたケースでは、その後の個人型年金の運用指図に係る手数料負担によって資産が減少することが避けられず、また、自動移換の問題の一因にもなっている。

については、追徴課税等のペナルティを課した脱退一時金の支給制度を新設していただきたい。

6. 確定拠出年金の普及を更に推進させるために

(1) マッチング拠出制度の導入と継続的な見直し

事業主拠出額を限度とし、かつ、事業主拠出と合計して拠出限度額の範囲内で個人拠出(マッチング拠出)できる制度の導入に係る法律案が平成 22 年通常国会に提出された。今後は、同法案で規定された内容を早期に実現していただきたい。

なお、マッチング拠出は企業型年金加入者の自助努力を支援する手段として有効であると認識しているが、本制度がより一層活用されるよう、制度導入後には「事業主拠出額を限度」とする条件を緩和していくことについて、検討されることをお願いしたい。

(2) 他制度からの資産移換要件の緩和

中退共・特退共で被保険者が退職した場合や事業主が新たに企業型年金を設立した場合、および厚生年金基金・確定給付企業年金で資格喪失時に中途脱退者にならなかった場合等、確定拠出年金(企業型・個人型とも)への資産移換が認められていないケースも多い。

確定拠出年金をこれらの場合の受け皿として活用できるよう、より幅広く、他制度から確定拠出年金への資産移換を可能とすることを検討いただきたい。

(3) 退職一時金制度からの資産移換方法の弾力化

退職一時金制度から確定拠出年金への資産移換は、4 年～8 年の間で均等に分割移換を行うこととされているが、確定拠出年金を導入する中小企業の一層の拡大を図ること、および加入者保護の観点から、一括移換または分割移換年数の拡大化(例: 1 年～8 年)を認めることを検討いただきたい。

7. 運用商品の除外要件の緩和

運用商品の除外には、加入者および運用指図者全員の同意が求められているが、現実的に加入者等全員の同意を取得することは困難である。

運営管理機関として継続的に選定、提示することが適切でないと判断される運用商品については、速やかに除外ができるよう、除外要件の緩和を検討いただきたい。

具体的には、「加入者等全員の同意」ではなく、「2/3以上、もしくは過半数の同意」などとしていただきたい。

以 上